

名寄市監査委員告示第2号

令和2年2月21日付け名監査第21号で提出した令和元年度監査報告書の結果に基づき、名寄市長等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年4月24日

名寄市監査委員 鹿野 裕二

名寄市監査委員 黒井 徹

記

監査指摘事項等の措置状況通知書 別紙のとおり（別紙1～3）

【定期監査】 監査指摘事項等の措置状況通知書

部局名	指 摘 事 項	措 置 状 況	検討状況及び 改善予定時期等
総務部総務課	<p>指定管理者制度に関する事務について</p> <p>【把握した事項】 基本協定等では、再委託に関する具体的な細目的事項が不足していた。</p> <p>【改善】 再委託事業に関する具体的な細目的事項については、事前に定めておくことが望ましく、特に、再委託事業に伴う指定管理者に対する報告のあり方については、あらかじめ市と指定管理者において、細目的事項を含め取り決めておくべきである。</p>	<p>再委託事業に関する細目的事項については、報告のあり方を含めて今年度作成を予定している指定管理者制度のガイドラインの中に記載する考えでありますので、そのガイドラインに沿って次回更新時に締結する基本協定において、各指定管理施設の担当部署と指定管理者の間で取り決めを行なっていきます。</p>	<p>令和2年9月頃までにガイドラインを作成予定。</p>
名寄市立総合病院事務部総務課	<p>入札等に係る情報公開に関する事務</p> <p>【把握した事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開の対象となる契約関係の支出伝票（ほかの費用の支出を含む。）の処理において、市長部局と同様の支出命令方式が採用されていた。 ・組織機構では、市の契約担当職員が病院事務を兼職しているが所掌事務が明確に定められていない。 <p>【改善】 支出命令による支出伝票の処理及び決裁は、地方自治法に基づく事務と混同するおそれがあると思われるため、効率的な事務となるよう整備を図られたい。また、市長部局の職員が企業会計の事務を兼職するためには、当該職員の所掌事務及び権限などを明らかにすべきである。</p>	<p>支出命令による支出伝票の処理及び決裁は、関係する規程の改正や財務会計システムの様式を修正し、令和2年度から改めることとなりました。</p> <p>職員の併任では、名寄市立総合病院組織規程を改正して所掌事務を明記することといたします。</p>	

【公の施設の指定管理者監査】 監査指摘事項等の措置状況通知書

公の施設名	指定管理者名	指 摘 事 項	措 置 状 況	検討状況及び改善予定時期等
駅前交流プラザ「よろーな」	NPO 法人なよろ観光まちづくり協会	<p>駅前交流プラザ「よろーな」について</p> <p>【把握した事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者が周知している利用料等について、条例第12条で規定する別表の利用料金等の「屋外イベントスペース」の全日利用料金が、条例で定める額を超えて定めていた。(条例=2,263円、指定管理者=2,264円) 条例施行規則第9条第1項第3号の規定により実際にキャンセル料が発生するが、指定管理者が定めている料金等の説明書では「利用日から1週間以内のキャンセルにつきましてはキャンセル料をいただきます」と記載されており、同条例施行規則第9条の規定と一致しない表記が確認された。 <p>【改善】</p> <p>料金及びキャンセル料については、駅前交流プラザ「よろーな」条例の規定文言のとおり運用されるよう改善を図られたい。</p>	<p>監査からの確認事項の照会后直ちに、指定管理者に対して注意、指導を行い、利用者向け料金表及びホームページの訂正を求め、既に条例、規則の文言の通り表示されております。</p> <p>今後、再発防止のため、指定管理者が利用料金等を定める際は、指定管理者内部の確認の徹底改めて求めることはもとより、市側においても十分な確認をするよう、事務の徹底を図ってまいります。</p>	

【行政監査】 監査指摘事項等の措置状況通知書

部局名	指 摘 事 項	措 置 状 況	検 討 状 況 及 び 改 善 予 定 時 期 等
教育部学校 教育課	<p>名寄市育英奨学金制度について</p> <p>1 利子補給金制度について 利子補給制度を紹介する広報誌の記載と配布物の記載は、統一した表記にすべきであり、制度内容の紹介は具体的に記載し、いくつかの例示を記載するなど、高校生や保護者が理解しやすい紙面とすべきである。 当該制度は、利用者（市民）に対して有意義な支援制度となっているか疑問が生じていることから、利子補給制度の見直しを図りたい。</p> <p>2 育英奨学金関係について 育英奨学金は、予算措置されず新規貸付が行われていなかった。 育英奨学金は、名寄市育英奨学条例第3条で規定する貸付制度である。実態に合った制度の見直しを図るべきである。</p>	<p>1 利子補給制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌と学校への配布文書、市のホームページの記載内容を確認し、統一した表記と、わかりやすい紙面に努めます。 広報4月号の紹介文書に例示を記載しました。 ・ 申請書様式を改正し、添付書類から住民票の項目を削除します。職員が住基システム等で住所の確認を行うこととし、保護者の負担軽減を図ります。 ・ 市民に対して有意義な支援制度となるよう抜本的な制度の見直しが必要と考えております。近隣自治体や市の他の補給制度及び財政状況を踏まえ、育英奨学審議委員会、教育委員会議で意見をいただき協議検討していきます。 <p>2 育英奨学金関係について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月議会で提案された債権管理条例に則り、現在ある債権の整理に努め、育英奨学条例で規定した貸付制度については実態に合うよう見直しを図ります。 	<p>3月10日に広報掲載記事確認 4月1日配布</p> <p>3月27日教育委員会議にて規則の一部改正審議 4月1日施行予定</p> <p>R2年度制度設計 R3年度育英奨学審議委員会了承 財政予算協議 R4年度施行予定</p> <p>4月1日に債権管理条例による債権整理 整理終了後条例改正協議</p>